

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例……………(税務課) 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第82号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第44条の7第2項中「既存住宅等（既存住宅）を「耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅）」に、「既存住宅を」を「耐震基準適合既存住宅を」に、「次条第2項及び第44条の10第2項」を「第44条の10の2第1項」に改め、「この項」の次に「、次条第2項及び第44条の10第2項」を加え、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第44条の8第2項及び第44条の10第2項第6号中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第44条の10の6を第44条の10の7とする。

第44条の10の5の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第1項中「第8条第1項又は第11条の12」を「第11条の14」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第4条第2項第1号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下この項及び第4項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロ」に、「（同条第1項）を「又は同法第7条第1号に掲げる事業（それ

ぞれ同法第4条第1項」に、「同じ」を「農地売買等事業等」という」に、「第4条第2項第3号」を「第7条第3号」に、「農地保有合理化法人等による」を「農地利用集積円滑化団体等による」に改め、同条第4項中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第6項中「農地売買等事業」を「農地売買等事業等」に改め、同条を第44条の10の6とする。

第44条の10の4を第44条の10の5とし、第44条の10の3を第44条の10の4とし、第44条の10の2を第44条の10の3とし、第44条の10の次に次の1条を加える。

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

第44条の10の2 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（法第73条の14第3項に規定する既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。第6項第3号において同じ。）を行い、当該住宅が法第73条の14第3項に規定する耐震基準に適合することにつき総務省令第7条の7に規定するところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 第44条の8第3項及び第44条の9の規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

4 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該住宅の取得者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。

5 第44条の2第9項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用

する。

6 第1項の減額を受けようとする者、第2項の申告をする者又は第4項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は申告書に第1項の証明を受けたこと又は受けることを証明するに足る書類及び当該住宅を居住の用に供したこと又は供することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、第2項の申告をする者は、第44条の4の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際、併せて当該申告書を提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び氏名

(2) 住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに新築年月日

(3) 住宅の取得年月日、耐震改修終了（予定）年月日及び入居（予定）年月日
附則第6条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第7条の2の4中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第7条の3第2項中「、第44条の10の2第1項」の次に「、第44条の10の3第1項」を加え、「並びに第44条の10の2第1項」を「、第44条の10の2第1項並びに第44条の10の3第1項」に改める。

附則第7条の4第2項中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

附則第7条の5第2項及び第7条の6中「第44条の10の2第1項」を「第44条の10の3第1項」に改める。

附則第8条の2の2中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則第8条の2の3第1項中「自家用」を「営業用」に、「をいう。以下この条から附則第8条の2の5までにおいて同じ。）で」を「のうちに、「」以外のものを「以下この項において同じ。）以外のものをいう。）及び軽自動車」に、「100分の5」を「100分の2」に改め、同条第2項中「次に掲げる自動車」の次に「(第47条第1項の自動車をいう。以下この条から附則第8条の2の5までにおいて同じ。）」を加え、「率に4分の1」を「率に100分の20」に改め、同項第1号ア(ウ)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に改め、同条第3項中「率に2分の1」を「率に100分の40」に改める。

附則第8条の3第1項中「平成24年度分及び平成25年度分」を「平成26年度分及び平成27年度分」に改める。

附則第8条の4第1項中「第3項及び第4項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール」に、「、メタノール」を「を

いう。次項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノール」に、「及びガソリン」を「をいう。次項において同じ。）及びガソリン」に、「第3項において」を「次項及び第4項第3号において」に、「第64条第1項、第2項及び第3項」を「第64条」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第1号中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第2号中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表を次のように改める。

第64条第1項第1号ア	7,500円	8,600円
	8,500円	9,700円
	9,500円	1万900円
	1万3,800円	1万5,800円
	1万5,700円	1万8,000円
	1万7,900円	2万500円
	2万500円	2万3,500円
	2万3,600円	2万7,100円
	2万7,200円	3万1,200円
第64条第1項第1号イ	4万700円	4万6,800円
	2万9,500円	3万3,900円
	3万4,500円	3万9,600円
	3万9,500円	4万5,400円
	4万5,000円	5万1,700円
	5万1,000円	5万8,600円
	5万8,000円	6万6,700円
	6万6,500円	7万6,400円
	7万6,500円	8万7,900円
第64条第1項第2号ア	8万8,000円	10万1,200円
	11万1,000円	12万7,600円
	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	1万2,000円	1万3,200円
	1万5,000円	1万6,500円
	1万8,500円	2万300円

	2 万2, 000円	2 万4, 200円
	2 万5, 500円	2 万8, 000円
	2 万9, 500円	3 万2, 400円
	4, 700円	5, 100円
第64条第 1 項第 2 号イ	8, 000円	8, 800円
	1 万1, 500円	1 万2, 600円
	1 万6, 000円	1 万7, 600円
	2 万500円	2 万2, 500円
	2 万5, 500円	2 万8, 000円
	3 万円	3 万3, 000円
	3 万5, 000円	3 万8, 500円
	4 万500円	4 万4, 500円
	6, 300円	6, 900円
第64条第 1 項第 2 号ウ(7)	7, 500円	8, 200円
	1 万5, 100円	1 万6, 600円
第64条第 1 項第 2 号ウ(イ)	1 万200円	1 万1, 200円
	2 万600円	2 万2, 600円
第64条第 1 項第 3 号ア(イ)	2 万6, 500円	2 万9, 100円
	3 万2, 000円	3 万5, 200円
	3 万8, 000円	4 万1, 800円
	4 万4, 000円	4 万8, 400円
	5 万500円	5 万5, 500円
	5 万7, 000円	6 万2, 700円
	6 万4, 000円	7 万400円
第64条第 1 項第 3 号イ	3 万3, 000円	3 万6, 300円
	4 万1, 000円	4 万5, 100円
	4 万9, 000円	5 万3, 900円
	5 万7, 000円	6 万2, 700円
	6 万5, 500円	7 万2, 000円
	7 万4, 000円	8 万1, 400円
	8 万3, 000円	9 万1, 300円
第64条第 1 項第 4 号ア	1 万2, 000円	1 万3, 200円
第64条第 1 項第 4 号イ	2 万3, 600円	2 万7, 100円

	2 万7, 600円	3 万1, 700円
	3 万1, 600円	3 万6, 300円
	3 万6, 000円	4 万1, 400円
	4 万800円	4 万6, 900円
	4 万6, 400円	5 万3, 300円
	5 万3, 200円	6 万1, 100円
	6 万1, 200円	7 万300円
	7 万400円	8 万900円
	8 万8, 800円	10万2, 100円
第64条第 1 項第 4 号オ	前 3 号又は次号に掲げる額 (第 2 項	附則第 8 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される前 3 号又は次号に掲げる額（同項の規定により読み替えて適用される第 2 項
第64条第 1 項第 5 号	4, 500円	5, 100円
	6, 000円	6, 900円
第64条第 2 項第 1 号	3, 700円	4, 100円
	4, 700円	5, 200円
	6, 300円	6, 900円
第64条第 2 項第 2 号	5, 200円	5, 700円
	6, 300円	6, 900円
	8, 000円	8, 800円
第64条第 3 項	定める額	定める額に100分の110を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

附則第 8 条の 4 第 3 項を削り、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「附則第 8 条の 4 第 1 項」を「附則第 8 条の 4 第 1 項又は第 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第64条の規定の適用については、前項

の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第64条第1項第1号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	1万400円
	1万3,800円	1万5,100円
	1万5,700円	1万7,200円
	1万7,900円	1万9,600円
	2万500円	2万2,500円
	2万3,600円	2万5,900円
	2万7,200円	2万9,900円
	4万700円	4万4,700円
第64条第1項第1号イ	2万9,500円	3万2,400円
	3万4,500円	3万7,900円
	3万9,500円	4万3,400円
	4万5,000円	4万9,500円
	5万1,000円	5万6,100円
	5万8,000円	6万3,800円
	6万6,500円	7万3,100円
	7万6,500円	8万4,100円
	8万8,000円	9万6,800円
	11万1,000円	12万2,100円
第64条第1項第2号ア	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	1万2,000円	1万3,200円
	1万5,000円	1万6,500円
	1万8,500円	2万300円
	2万2,000円	2万4,200円
	2万5,500円	2万8,000円

	2万9,500円	3万2,400円
	4,700円	5,100円
第64条第1項第2号イ	8,000円	8,800円
	1万1,500円	1万2,600円
	1万6,000円	1万7,600円
	2万500円	2万2,500円
	2万5,500円	2万8,000円
	3万円	3万3,000円
	3万5,000円	3万8,500円
	4万500円	4万4,500円
第64条第1項第2号ウ(ア)	6,300円	6,900円
第64条第1項第2号ウ(イ)	7,500円	8,200円
	1万5,100円	1万6,600円
第64条第1項第2号ウ(イ)	1万200円	1万1,200円
	2万600円	2万2,600円
第64条第1項第3号ア(イ)	2万6,500円	2万9,100円
	3万2,000円	3万5,200円
	3万8,000円	4万1,800円
	4万4,000円	4万8,400円
	5万500円	5万5,500円
	5万7,000円	6万2,700円
	6万4,000円	7万400円
第64条第1項第3号イ	3万3,000円	3万6,300円
	4万1,000円	4万5,100円
	4万9,000円	5万3,900円
	5万7,000円	6万2,700円
	6万5,500円	7万2,000円
	7万4,000円	8万1,400円
	8万3,000円	9万1,300円
第64条第1項第4号ア	1万2,000円	1万3,200円
第64条第1項第4号イ	2万3,600円	2万5,900円
	2万7,600円	3万300円
	3万1,600円	3万4,700円

	3 万6,000円	3 万9,600円
	4 万800円	4 万4,800円
	4 万6,400円	5 万1,000円
	5 万3,200円	5 万8,500円
	6 万1,200円	6 万7,300円
	7 万400円	7 万7,400円
	8 万8,800円	9 万7,600円
第64条第 1 項第 4 号オ	前 3 号又は次号に掲げる額 (第 2 項	附則第 8 条の 4 第 2 項の規 定により読み替えて適用さ れる前 3 号又は次号に掲げ る額 (同項の規定により読 み替えて適用される第 2 項
第64条第 1 項第 5 号	4,500円	4,900円
	6,000円	6,600円
第64条第 2 項第 1 号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第64条第 2 項第 2 号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円
第64条第 3 項	定める額	定める額に100分の110を乗 じて得た額 (その額に100 円未満の端数があるとき は、これを切り捨てた額)

附則第 8 条の 4 第 4 項中「第64条第 1 項、第 2 項及び第 3 項」を「第64条」に、「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第 2 号中「平成21年10月 1 日 (」の次に「同法第40条第 3 号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準で総務省令附則第 5 条の 2 第 9 項」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準 (第 4 号及び第 6 項第 5 号において「排出ガス保安基準」という。)) で総務省令附則第 5 条の 2 第 1 項」に改め、「この号」の次に「及び第 6 項第 2 号」を加え、「同条第10項」を「同条第 2 項」に改め、同項第 3 号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気

を外部から充電する機能を備えているもので総務省令附則第 5 条の 2 第 3 項に規定するものをいう。第 6 項第 3 号において同じ。))」を加え、同項第 4 号中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第 1 号イに規定するエネルギー消費効率 (以下この条において「エネルギー消費効率」という。)) が総務省令附則第 5 条の 2 第 4 項に規定するエネルギー消費効率 (第 6 項第 4 号及び第 8 項において「基準エネルギー消費効率」という。))」に、「次項及び第 6 項」を「以下この条」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令附則第 5 条の 2 第 5 項に規定するもの (以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。))」に、「総務省令附則第 5 条の 2 第11 項」を「同条第 6 項」に改め、同項に次の表を加える。

第64条第 1 項第 1 号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	1 万3,800円	7,000円
	1 万5,700円	8,000円
	1 万7,900円	9,000円
	2 万500円	1 万500円
	2 万3,600円	1 万2,000円
	2 万7,200円	1 万4,000円
第64条第 1 項第 1 号イ	4 万700円	2 万500円
	2 万9,500円	1 万5,000円
	3 万4,500円	1 万7,500円
	3 万9,500円	2 万円
	4 万5,000円	2 万2,500円
	5 万1,000円	2 万5,500円
	5 万8,000円	2 万9,000円
	6 万6,500円	3 万3,500円
	7 万6,500円	3 万8,500円
第64条第 1 項第 2 号ア	8 万8,000円	4 万4,000円
	11万1,000円	5 万5,500円
	6,500円	3,500円

	9, 000円	4, 500円
	1 万2, 000円	6, 000円
	1 万5, 000円	7, 500円
	1 万8, 500円	9, 500円
	2 万2, 000円	1 万1, 000円
	2 万5, 500円	1 万3, 000円
	2 万9, 500円	1 万5, 000円
	4, 700円	2, 400円
第64条第 1 項第 2 号イ	8, 000円	4, 000円
	1 万1, 500円	6, 000円
	1 万6, 000円	8, 000円
	2 万500円	1 万500円
	2 万5, 500円	1 万3, 000円
	3 万円	1 万5, 000円
	3 万5, 000円	1 万7, 500円
	4 万500円	2 万500円
第64条第 1 項第 2 号ウ(7)	6, 300円	3, 200円
	7, 500円	4, 000円
第64条第 1 項第 2 号ウ(イ)	1 万5, 100円	8, 000円
	1 万200円	5, 500円
第64条第 1 項第 2 号ウ(イ)	2 万600円	1 万500円
	1 万2, 000円	6, 000円
	1 万4, 500円	7, 500円
	1 万7, 500円	9, 000円
	2 万円	1 万円
	2 万2, 500円	1 万1, 500円
	2 万5, 500円	1 万3, 000円
第64条第 1 項第 3 号ア(7)	2 万9, 000円	1 万4, 500円
	2 万6, 500円	1 万3, 500円
	3 万2, 000円	1 万6, 000円
第64条第 1 項第 3 号ア(イ)	3 万8, 000円	1 万9, 000円
	4 万4, 000円	2 万2, 000円
	5 万500円	2 万5, 500円

	5 万7, 000円	2 万8, 500円
	6 万4, 000円	3 万2, 000円
第64条第 1 項第 3 号イ	3 万3, 000円	1 万6, 500円
	4 万1, 000円	2 万500円
	4 万9, 000円	2 万4, 500円
	5 万7, 000円	2 万8, 500円
	6 万5, 500円	3 万3, 000円
	7 万4, 000円	3 万7, 000円
	8 万3, 000円	4 万1, 500円
第64条第 1 項第 4 号ア	1 万2, 000円	6, 000円
第64条第 1 項第 4 号イ	2 万3, 600円	1 万2, 000円
	2 万7, 600円	1 万4, 000円
	3 万1, 600円	1 万6, 000円
	3 万6, 000円	1 万8, 000円
	4 万800円	2 万500円
	4 万6, 400円	2 万3, 500円
	5 万3, 200円	2 万7, 000円
	6 万1, 200円	3 万1, 000円
	7 万400円	3 万5, 500円
第64条第 1 項第 4 号イ	8 万8, 800円	4 万4, 500円
	第64条第 1 項第 4 号オ	前 3 号又は次号に掲げる額 (第 2 項
第64条第 1 項第 5 号	4, 500円	2, 500円
	6, 000円	3, 000円
第64条第 2 項第 1 号	3, 700円	1, 800円
	4, 700円	2, 300円
	6, 300円	3, 200円
第64条第 2 項第 2 号	5, 200円	2, 600円
	6, 300円	3, 200円
	8, 000円	4, 000円

第64条第3項	定める額	定める額に100分の50を乗じて得た額（その額に、500円未満の端数があるときはこれを500円に、500円を超え1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に、それぞれ切り上げた額）
---------	------	---

附則第8条の4第5項中「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に、「第64条第1項、第2項及び第3項」を「第64条」に改め、「字句は、」の次に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項の表第64条第1項第4号オの項中「(第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)」を「(第2項」に、「(附則第8条の4第5項」を「(同項」に、「適用される第2項の規定の適用がある場合には、その適用後の額)」を「適用される第2項」に改め、同条第7項中「第3項、第4項（」を「第4項及び第5項（これらの規定を」に、「又は第5項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「並びに第6項及び第7項」に、「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「前項の」を「第5項の」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第12項」に改め、「、平成22年度基準エネルギー消費効率」の次に「(基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)」を加え、「同条第14項」を「同条第13項」に改め、「基準エネルギー消費効率であって」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」を削り、「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に」を「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の110」とあるのは「」に、「附則第5条の2第11項」を「同条第6項」に、「附則第5条の2第15項の規定により読み替えて適用される同条第11項」と、前項中「附則第5条の2第12項」とあるのは「附則第5条の2第15項の規定により読み替えて適用される同条第12項」と、「」を「同条第14項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、第5項中「に改め、「第3項第4号に規定する」を削り、「数値」と」の次に「、「附則第5条の2第7項」とあるのは「附則第5条の2第14項の規定により読み替えて適用される同条第7項」

と」を加え、同項を同条第8項とし、同条第5項の次に次の2項を加える。

6 次に掲げる自動車に対する第64条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令附則第5条の2第8項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第9項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令附則第5条の2第10項に規定するものに適合するもの

第64条第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	1万3,800円	3,500円
	1万5,700円	4,000円
	1万7,900円	4,500円
	2万500円	5,500円
	2万3,600円	6,000円
	2万7,200円	7,000円
4万700円	1万500円	
第64条第1項第1号イ	2万9,500円	7,500円

	3 万4, 500円	9, 000円			1 万7, 500円	4, 500円
	3 万9, 500円	1 万円			2 万円	5, 000円
	4 万5, 000円	1 万1, 500円			2 万2, 500円	6, 000円
	5 万1, 000円	1 万3, 000円			2 万5, 500円	6, 500円
	5 万8, 000円	1 万4, 500円			2 万9, 000円	7, 500円
	6 万6, 500円	1 万7, 000円		第64条第 1 項第 3 号ア(イ)	2 万6, 500円	7, 000円
	7 万6, 500円	1 万9, 500円			3 万2, 000円	8, 000円
	8 万8, 000円	2 万2, 000円			3 万8, 000円	9, 500円
	11万1, 000円	2 万8, 000円			4 万4, 000円	1 万1, 000円
					5 万500円	1 万3, 000円
第64条第 1 項第 2 号ア	6, 500円	2, 000円			5 万7, 000円	1 万4, 500円
	9, 000円	2, 500円			6 万4, 000円	1 万6, 000円
	1 万2, 000円	3, 000円		第64条第 1 項第 3 号イ	3 万3, 000円	8, 500円
	1 万5, 000円	4, 000円			4 万1, 000円	1 万500円
	1 万8, 500円	5, 000円			4 万9, 000円	1 万2, 500円
	2 万2, 000円	5, 500円			5 万7, 000円	1 万4, 500円
	2 万5, 500円	6, 500円			6 万5, 500円	1 万6, 500円
	2 万9, 500円	7, 500円			7 万4, 000円	1 万8, 500円
第64条第 1 項第 2 号イ	4, 700円	1, 200円			8 万3, 000円	2 万1, 000円
	8, 000円	2, 000円		第64条第 1 項第 4 号ア	1 万2, 000円	3, 000円
	1 万1, 500円	3, 000円		第64条第 1 項第 4 号イ	2 万3, 600円	6, 000円
	1 万6, 000円	4, 000円			2 万7, 600円	7, 000円
	2 万500円	5, 500円			3 万1, 600円	8, 000円
	2 万5, 500円	6, 500円			3 万6, 000円	9, 000円
	3 万円	7, 500円			4 万800円	1 万500円
	3 万5, 000円	9, 000円			4 万6, 400円	1 万2, 000円
	4 万500円	1 万500円			5 万3, 200円	1 万3, 500円
	6, 300円	1, 600円			6 万1, 200円	1 万5, 500円
					7 万400円	1 万8, 000円
第64条第 1 項第 2 号ウ(ア)	7, 500円	2, 000円			8 万8, 800円	2 万2, 500円
	1 万5, 100円	4, 000円		第64条第 1 項第 4 号オ	前 3 号又は次号に掲げる額 (第 2 項	附則第 8 条の 4 第 6 項の規 定により読み替えて適用さ れる前 3 号又は次号に掲げ
第64条第 1 項第 2 号ウ(イ)	1 万200円	3, 000円				
	2 万600円	5, 500円				
第64条第 1 項第 3 号ア(ア)	1 万2, 000円	3, 000円				
	1 万4, 500円	4, 000円				

		る額（同項の規定により読み替えて適用される第2項
第64条第1項第5号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第64条第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第64条第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第64条第3項	定める額	定める額に100分の25を乗じて得た額（その額に、500円未満の端数があるときはこれを500円に、500円を超え1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に、それぞれ切り上げた額）

7 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第11項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第64条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、第4項の表（第64条第1項第4号オの項を除く。）の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、同条第1項第4号オ中「前3号又は次号に掲げる額（第2項）とあるのは、「附則第8条の4第7項の規定により読み替えて適用される前3号又は次号に掲げる額（同項の規定により読み替えて適用される第2項）」とする。

附則第9条の5第4項中「平成25年12月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第10条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第44条の10の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新条例第44条の10の6の規定は、施行日以後の同条第1項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

4 この条例による改正前の北海道税条例第44条の10の5の規定は、同条第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第3条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項及び第4項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。）と、「の実施により政令」とあるのは「に限る。」の実施により政令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」と、同条第4項中「農地保有合理化法人等」とあるのは「旧農地保有合理化法人」とする。

5 新条例附則第8条の2の3の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

6 新条例附則第8条の4の規定は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。